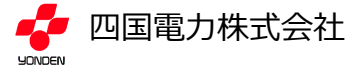


電気工事業者さまへのお知らせ



出力制御PCS切替に伴う電灯契約の新規契約手続き等について

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、発電事業者さまへお願いしております今回の太陽光発電の出力制御対応において、通信ユニットやインターネットルータの新設が必要となることに伴い、太陽光発電設備の設置場所（特例需要場所の場合※は当該特例需要場所。以下、「当該発電場所」。）において電灯契約が必要となりますが、当該発電場所において電灯契約が無い場合は、電灯契約の新規契約が必要となります。

※店舗や住宅の屋根等、店舗や住宅と同一の敷地内に太陽光パネルを設置する場合で、当該発電設備の設置場所を店舗や住宅とは別の需要場所とする場合

つきましては、今回、出力制御機能付PCS(パワーコンディショナー)の切替工事などを発電事業者さまより依頼された電気工事業者さまにおかれましては、必要に応じて、別途、申込書のご提出等、電灯契約のご契約手続きを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、PCS本体を別機種に取替する場合は、連系申込書の提出が必要になりますので、必要に応じて申込書のご提出をお願いいたします。

敬 具

◇新たに電灯契約が必要となるケース（例）

		現 状	出力制御対応後
①	発電設備を野立てする場合等で動力契約のみの場合	3相200V (動力契約)	単相100V (電灯契約) 3相200V (動力契約)
②	店舗や住宅の屋根等の発電設備設置場所を特例需要場所としている場合で動力契約のみの場合	単相100V (電灯契約) 3相200V (動力契約)	単相100V (電灯契約) 単相100V (電灯契約) 3相200V (動力契約) ※契約上、店舗・住宅等における電灯契約側から通信ユニット等の電源を取得することはできません。

※当該発電場所に電灯契約がある場合でも、電灯契約が定額制(定額電灯等)の場合は、別途、増設に係る申し込み(従量制供給への変更等)が必要となります。